

れいわ ねんどひとり だいたんまつ かしまし  
令和3年度1人1台端末をつかうときのルール（笠間市）

1 つかうときのめあて

- ・笠間市からかし出された端末は、学しゅうのためにつかう。



2 端末のとりあつかい

(1) 小学生・義務教育学校生

- ・1年生から5年生まではiPad（アイパッド）をかし出し、5年生まで同じものをつかう。
- ・6年生（義務教育学校6年生から9年生）はChromebook（クロームブック）をかし出し、卒業まで同じものをつかう。

(2) 中学生

- ・1年生から3年生までは、Chromebookをかし出し、卒業まで同じものをつかう。

(3) きょう通

- ・端末は、5年生（義務教育学校5年生）の修了及び卒業のときにいっしょにくばられたものとあわせて学校へもどす。また、市外の学校へかわるときも、同じです。
- ・端末のネットワークについては自分でかえない。

3 つかい方

(1) 学校

- ・端末はかく学校の学しゅうのきまりにしたがってつかう。
- ・とう下校中は、ランドセルに入れてもちこぶようにする。

(2) 家てい

- ・かぞくと話し合いをもち、ルールを決めてつかう。（つかい方、時間など）
- ・端末をつかうときのやくそくカードを作り、見えるところにはる。
- ・かぞくのみんなが分かるところにおく。  
いつも同じところへおくようにする。
- ・学校にもつてくるときには、家で十分にじゅう電をする。  
学校では、じゅう電はできません。
- ・つかうアプリは学校でかん理する。  
自分では、インストールできない。



